

**2023年度（令和5年度） 予算案
非住宅分野 電材関連補助金等の概要**

2023年 1月 12日

パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社

補助事業名称	事業内容	予算案	補助対象	関連設備
地域脱炭素の推進のための交付金 【環境省】	<p>民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して交付金と交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。</p> <p>①脱炭素先行地域の選定を受けた地方自治体等への支援 ②重点対策加速化事業の選定を受けた地方自治体等への支援 ③特定地域脱炭素移行加速化交付金 (自営線マイクログリッド事業交付金)</p>	<p>350億円 (200億円)</p>	<p>地方自治体等</p>	<p>太陽光発電 蓄電池 高効率空調 高効率換気等</p>
脱炭素化推進事業 【総務省 地方債】	<p>地球温暖化対策計画において、地方公共団体が率先的に取り組むこととされている地方単独事業に対する支援</p> <p>①太陽光発電等の再生可能エネルギー導入 (新築・既築対象) ②公共施設等のZEB化 (新築・既築対象) ③省エネ改修、LED照明の導入 ④公用車における電動車の導入</p>	<p>事業費 1,000億円 (0※) ※公共施設等 適正管理事業 に包含</p>	<p>地方自治体</p>	<p>太陽光発電 高効率空調 高効率換気 LED照明 EMS 等</p>
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 【環境省】	<p>再エネの最大限の導入と、地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援</p> <p>①地域再エネ導入を計画的・段階的に進める計画策定支援 ②地域の脱炭素化実装加速化支援事業 ③地域脱炭素化実装に向けた中核人材の確保・育成事業</p>	<p>8億円 (8億円)</p>	<p>地方自治体 民間事業者等</p>	<p>計画策定に対する補助なので、設備に対する補助は無し</p>

補助事業名称	事業内容	予算案	補助対象	関連設備
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【環境省】	<p>公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援</p> <p>①再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及びそれらの附属設備（蓄電池、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備）等を導入する費用の一部を補助。</p> <p>②再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助</p>	20億円 (20億円)	地方自治体 民間事業者 (共同申請の場合のみ)	太陽光発電 蓄電池 LED照明 高効率空調 EMS 等
民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業【環境省】	<p>民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進。</p> <p>①ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業</p> <p>②新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業</p> <p>③再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業</p> <p>④データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業</p>	42.6億円 (38億円)	民間事業者等	太陽光発電 蓄電池 ソーラーカーポート 等
需要家主導による太陽光発電導入促進補助金【経済産業省】	<p>再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援。2023年度からは、新たに蓄電池併設型の設備導入について支援を拡充。</p>	105億円 (125億円)	民間事業者等	太陽光発電 蓄電池

補助事業名称	事業内容	予算案	補助対象	関連設備
<p>建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 【環境省】</p>	<p>業務用建築物におけるZEB化・省CO₂化のための高効率設備等の導入を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新築建築物のZEB化支援事業 ②既存建築物のZEB化支援事業 ③既存建築物における省CO₂改修支援事業 ④国立公園利用施設等の脱炭素化推進支援事業 等 	<p>58.94億円 (59億円)</p>	<p>地方自治体 民間事業者等</p>	<p>高効率空調 高効率換気 太陽光発電 EMS 等</p>
<p>住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 【経済産業省】</p>	<p>大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指したZEH、ZEB等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ZEHの実証支援 ②ZEBの実証支援 <p>ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築:1万㎡以上、既築:2千㎡以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ③次世代省エネ建材の実証支援 	<p>68億円 (81億円)</p>	<p>民間事業者等</p>	<p>LED照明 高効率空調 太陽光発電 EMS等</p>
<p>先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 【経済産業省】</p>	<p>工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①先進事業 ②オーダーメイド事業 ③エネルギー需要最適化対策事業 <p>※指定設備導入事業は2022年度第2次補正予算で実施されるため、本予算では対象外</p>	<p>261億円 (253億円)</p>	<p>民間事業者 地方自治体等</p>	<p>EMS等</p>

補助事業名称	事業内容	予算案	補助対象	関連設備
<p>工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業） 【環境省】</p>	<p>工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる、意欲的CO2削減目標・計画を策定し、省CO2型設備更新、電化・燃料転換、運用改善をパッケージで実施し、CO2を絶対量で着実に削減する取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①CO2削減計画策定支援 ②省CO2型設備更新支援 ③企業間連携先進モデル支援 	<p>36.85億円 (37億円)</p>	<p>民間事業者等</p>	<p>高効率空調 EMS 等</p>
<p>クリーンエネルギー自動車の普及に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金 【経済産業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①充電インフラ整備事業等 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費を補助 ②水素充てんインフラ整備事業 燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費を補助 	<p>100億円 (新規)</p>	<p>民間事業者 個人等</p>	<p>ELSEEV V2H等</p>

補助事業名称	事業内容	予算案	補助対象	関連設備
<p>公立学校施設の整備 【文部科学省】</p>	<p>新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進 ②防災・減災、国土強靱化の推進 ・避難所としても防災機能強化（トイレ改修等） ③脱炭素化の推進 ・学校施設のZEB化 （LED照明、高効率空調、太陽光発電等） 	<p>687億円 (687億円)</p>	<p>地方自治体</p>	<p>太陽光発電 LED照明 高効率空調等</p>
<p>国立大学・高専等 施設整備 【文部科学省】</p>	<p>第5次国立大学法人等施設整備5か年計画に基づき、国立大学等施設の戦略的リノベーションによる老朽改善を行い、教育研究環境の機能強化を図るとともに、施設の長寿命化、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①安全・安心な教育研究環境の整備 ②イノベーション拠点の強化等 ③カーボンニュートラルに向けた取組 	<p>363億円 (363億円)</p>	<p>国立大学 高専 等</p>	<p>太陽光発電 LED照明 高効率空調等</p>

- 「民間と共同して取り組む地方公共団体を支援」という事業内容となり、民間事業者等との連携が必要。
- 「特定地域脱炭素移行加速化交付金」が新たな事業として追加

地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)



【令和5年度予算(案) 35,000百万円(20,000百万円)】 環境省
【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)及び地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、**民間と共同して取り組む地方公共団体を支援**することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒して実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

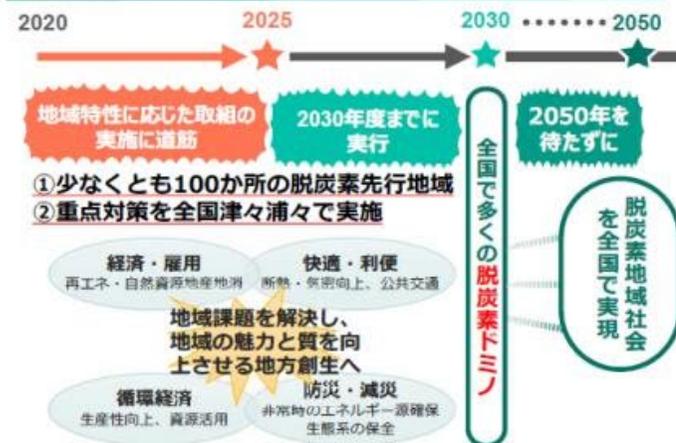
(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金 (交付率: (1) ①、(2) 原則2/3 ※
(1) ② 2/3~1/3等)
- 交付対象 地方公共団体等 ※財力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部3/4
- 実施期間 令和4年度~令和12年度

4. 事業イメージ



<参考: 交付スキーム>



お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233

- 「**公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る**」が明記
- 「**民間裨益型自営線マイクログリッド事業**」が新たに追加

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		特定地域脱炭素移行 加速化交付金	
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型・地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 <u>(公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る)</u> ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 <u>(公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る)</u> (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。</p>	<p>民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域 (特定地域) において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術 (再エネ・省エネ・蓄エネ) 等の導入を支援する。</p>
交付率	原則 2 / 3 ※1 ① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4、②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置つけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		



- 「公共施設等適正管理事業」に含まれていた「脱炭素化事業」が単独事業として創設
- 再生可能エネルギーやZEB化は改築だけでなく、新築も対象

地域の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費(仮称)」を計上し、脱炭素化推進事業債(仮称)を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

1. 脱炭素化推進事業債(仮称)の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで
(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債(仮称)

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債(仮称)と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:30団体)

- 地方自治体での再エネ導入計画策定、公共施設等再エネ導入調査、地域再エネ事業の体制づくり等を支援
- 脱炭素先行地域づくり応募の計画づくりや、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金計画づくり等に活かせる事業

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和5年度予算(案) 800百万円(800百万円)】

【令和4年度第2次補正予算額 2,200百万円】



再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネ促進区域の設定、再エネの導入調査、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、公共施設等への太陽光発電設備その他の再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

(2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業

- ① 促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
- ② 地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等事業
- ③ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■ 事業形態 (1)間接補助(定率;上限設定あり) (2)(3)委託事業

■ 補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③④地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)
(2)(3)民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※ (1) ③は令和4年度～、(2) ②は令和4年度～、(3) ②③は令和5年度～
(2) ③は令和5年度～、(3) ②③は令和5年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



(2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

① 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定を支援
- 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査を支援 等

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再エネ促進区域の設定に係るゾーニング等の取組、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築に必要な予備的実地調査等を支援する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	間接補助 定率 ①3/4、2/3、1/2 ②③3/4 ④2/3、1/2、1/3 上限 ①③800万円、②2,500万円、④2,000万円
■ 補助対象	①②地方公共団体、③④地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
■ 実施期間	令和3年度～令和7年度 ※（1）③は令和4年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

- 公共施設（防災拠点、避難施設等）への再生可能エネルギー設備等の導入を支援
- 都道府県・指定都市の公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限定

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和5年度予算（案）2,000百万円（2,000百万円）】
 【令和4年度第2次補正予算額 2,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的 地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設^{※1}への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及びそれらの附属設備（蓄電池^{※2}、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は、業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代補庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限定。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体 PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

公共施設への設備導入（例）



災害時に避難施設として機能を発揮する道の駅・湯浴施設へ太陽光発電設備や未利用エネルギーを活用した温泉熱設備を導入



防災拠点及び行政機能の維持として機能を発揮する本庁舎へ地中熱利用設備を導入



地域の医療拠点として機能を発揮する公立病院へコジェネレーションシステムを導入

地域のレジリエンス強化・脱炭素化

再生可能エネルギー設備・蓄電池・未利用エネルギー活用設備・コジェネレーション

省エネルギー設備等

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

- 民間事業者・団体等が対象。
- (2) の事業にソーラーカーポートが含まれます

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和5年度予算(案) 4,260百万円(3,800百万円)】
【令和4年度第2次補正予算額 9,000百万円】



民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 1. 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

*ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態のこと

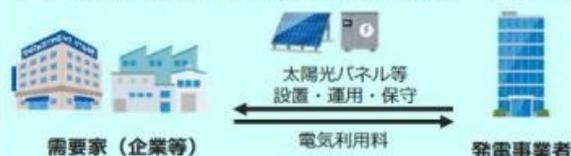
*EV等については、(1)・(2)・(3)-1・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業/委託事業(メニュー別スライドを参照)
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



(3)-1 需要側設備の運転制御によるデマンド・サイド・フレキシビリティ創出



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

①ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

- 自家消費型の太陽光発電設備 + 蓄電池（V2H充放電設備含む）導入に対する補助
- 蓄電池の導入は必須、太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限定

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、
 (1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図ります。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

①【補助】 業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）

②【委託】 ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））
 ②委託事業

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和3年度～令和7年度

* 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定額用蓄電池単体での補助も行う。

* EV等（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額

	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅
PPA リース	5万円/kW			7万円/kW
購入	4万円/kW			-

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

②新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

- ソーラーカーポートの設置に対する補助（補助率1/3）※コスト要件有り
- 民間事業者・団体等が対象

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、
 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省連携事業）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

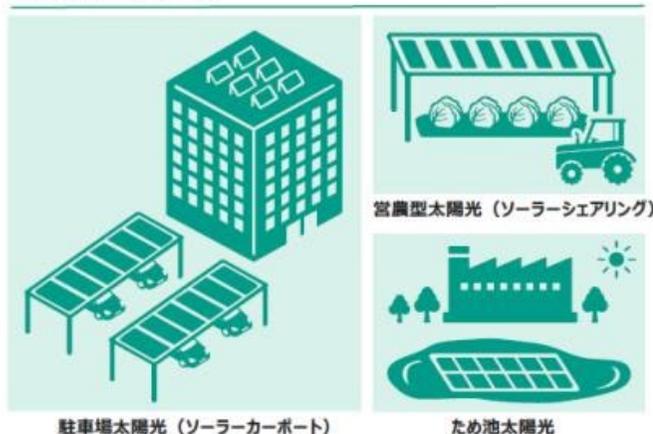
1. 事業目的

- ・地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。
- ・再エネ熱利用、未利用熱利用、自家消費型再エネ発電等の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）**
 駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）**
 営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）**
 オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。
- ④再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3、1/2）**
 地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用（工場廃熱等）、自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）等について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）。
- ⑤新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）**
 新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～④：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2）
 ⑤：委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①④⑤ 令和3年度～令和7年度
 ②③ 令和4年度～令和7年度

※コスト要件

- ①②④（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
- ④（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

③再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業

- スマート街路灯やソーラー街路灯の計画策定や導入に対して支援
- 民間事業者・団体等が対象

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、
(3)-1再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業



デマンド・サイド・フレキシビリティの創出に向けた需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

1. 事業目的

変動性再エネ（太陽光・風力）の普及拡大に必要なデマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出に向け、オフサイトから運転制御が可能であり、平時のエネマネや省CO2化を行う需要側設備等の導入支援を行う。再エネの出力抑制の低減のため、オフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等の導入支援を行う。地域の屋外照明について、更なる省CO2化を図りつつ、地域の需給調整力の向上に必要なデータを収集する。

2. 事業内容

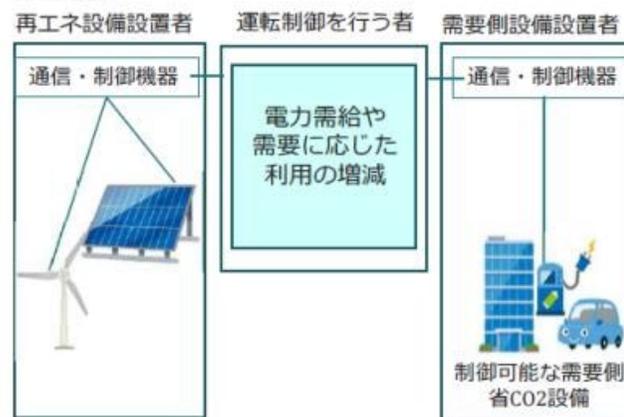
- ①オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
オフサイトから運転制御可能で平時のエネマネや省CO2化が図れる需要側設備等（充放電設備又は充電設備、蓄電池、車載型蓄電池*、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、自営線・熱導管等）を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。補助対象機器は、実用段階のものに限る。（実証段階のものは対象外）
*通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限る（上限あり）
- ②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
再エネ発電事業者における再エネ出力抑制の低減に資するために、出力抑制の制御をオフライン制御からオンライン制御に転換するための設備等導入を支援する。
- ③屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業
スマート街路灯（通信ネットワーク化したLED街路灯）やソーラー街路灯について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯には日射計等を取り付け、地域の需給調整力の向上に必要な日射量等の気象データを収集する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③：間接補助事業（①1/2、②1/3*、③3/4、1/3、1/4）
③：委託事業 *電気事業法上の離島は1/2
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①② 令和2年度～令和6年度 ③令和5年度～令和7年度

4. 事業イメージ

オフサイトから運転制御可能な需要側設備（①）や再エネ発電設備（②）



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

- データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援
- 民間事業者、団体等が対象

民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、
 (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業 (総務省連携事業)



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速なライフスタイルのデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予測される。2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日)では「2040年までにデータセンターのカーボンニュートラルを目指す」とされており、データセンターのゼロエミッション化(再エネ活用比率・省エネ性能の向上等)に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

2. 事業内容

①地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

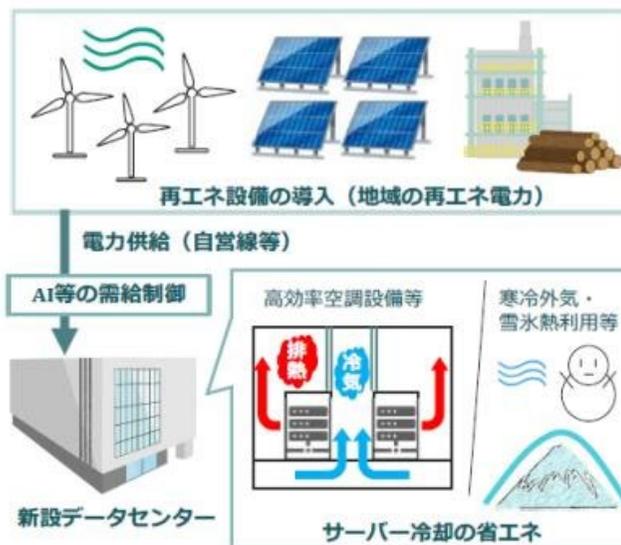
2050年カーボンニュートラルを達成するには、将来的には、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。また、データセンターは自らがゼロエミッションとなるだけではなく、太陽光や風力由来の変動する電力供給に対して、AI等も活用しながらその大きな電力需要を調整することで、地域の再生可能エネルギーの最大限活用にも貢献することが期待される(例:再エネ供給量が多い時には多大なタスクを実行)。さらに、再エネポテンシャルが豊富な地域やサーバ冷却に外気等を活用できる寒冷地等へのデータセンターの立地推進は、都市部に偏在しがちなデータセンターの分散立地(エッジDC含む)につながり、地震などの自然災害に対するレジリエンス強化にもつながる。

このため、本事業では、地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行うことで、ゼロエミッション化を目指すデータセンターのモデルを創出し、その知見を公表、横展開につなげていく。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業(補助率1/2、1/3*)
- 補助対象 民間事業者・団体等 *太陽光発電設備、省エネ設備は1/3
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341

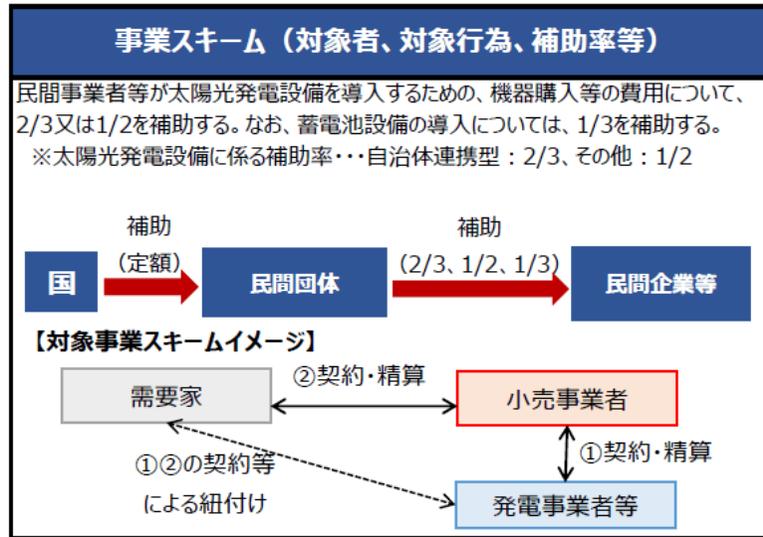
- 民間企業等の太陽光発電設備設置に対する補助で、FIT/FIPの非活用、非自己託送等の付加条件あり
- 2023年度からは、新たに蓄電池併用型も補助対象

需要家主導による太陽光発電導入促進補助金

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

令和5年度予算案額 **105 億円 (125 億円)**

事業の内容
<p>事業目的</p> <p>令和12（2030）年の長期エネルギー需給見通しや野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠であり、また、需要家である企業等もSDGs等の観点から、いわゆるRE100をはじめとした事業活動に再エネの活用を求められる状況にあります。しかし、需要家による太陽光発電の活用は道半ばであり、現時点で必ずしも自立的な導入拡大が可能な状況には至っていないことから、需要家主導による新たな太陽光発電の導入モデルの実現を通じて、再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を促進することを目的とします。</p> <p>事業概要</p> <p>再エネ利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度・自己託送によらず、再エネを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援します。令和5年度からは、新たに蓄電池併用型の設備導入について支援を拡充します。</p> <p>【主な事業要件例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の新規設置案件※であること ※同一の者が主体の場合、複数地点での案件の合計も可（1地点当たりの設備規模等についても要件化） ・FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと ・需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること ※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。 ・廃棄費用の確保や周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の事業規律の確保に必要な取組を行うこと 等



成果目標
<p>令和4年度から4年間を目途に継続して実施する事業であり、令和12（2030）年の長期エネルギー需給見通しの実現を目指します。</p>

- 地方自治体、民間事業者等の新築建築物・既存建築物のZEB化に対する補助
- 地方自治体、民間事業者等の既存建築物の省CO₂改修事業等に対する補助

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）



【令和5年度予算（案） 5,894 百万円（5,900百万円）】
 【令和4年度第2次補正予算額 6,000百万円】



業務用施設のZEB化・省CO₂化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ①2050年CN実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO₂改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ②建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) 新築建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
 - ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
 - (2) 既存建築物のZEB化支援事業
 - ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
 - ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
 - (3) 既存建築物における省CO₂改修支援事業（一部国土交通省連携）
 - (4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業
 - (5) 上下水道・ダム施設の省CO₂改修支援事業（厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携）
 - (6) 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（国土交通省連携）
- ※（1）①及び（2）①は、他のメニューに優先して採択
 ※ 電力調達も助案し再エネ100%となる事業は加算

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）・委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

(1) 新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



(2) 既存建築物のZEB化支援事業

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。



お問い合わせ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、自然環境局国立公園課 ほか 電話：0570-028-341

①新築建築物のZEB化支援事業

- 都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市は対象外（概算要求とは条件が変更）
- 地方自治体の建築物は10,000㎡以上が対象、民間事業者の建築物は10,000㎡未満が対象

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1) 新築建築物のZEB化支援事業



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・ 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- ・ 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する※2。
 - ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
 - ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
- ◆①に関する主な補助要件：
- ・ 水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
 - ◆①及び②における優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ・ ①は被災等により建替えを行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業① 2/3～1/2（上限5億円） ② 3/5～1/3（上限5億円）
委託事業 ③
- 委託先及び補助対象 地方公共団体※1、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度～令和6年度 ②平成31年度～令和6年度 ③令和5年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000㎡未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000㎡～10,000㎡		『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000㎡以上	地方公共団体※1のみ対象 補助率は同上	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

- ※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く
 ※2 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

② 既存建築物のZEB化支援事業

- 都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市は対象外（概算要求とは条件が変更）
- 地方自治体の建築物は2,000㎡以上が対象、民間事業者の建築物は2,000㎡未満が対象

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 既存建築物のZEB化支援事業



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・ 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- ・ 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する※2。
 - ② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆ ①に関する主な補助要件：
 - ・ 水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
 - ◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業
 - ・ ①は被災等により改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2/3（上限5億円））
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度～令和6年度 ②平成31年度～令和6年度

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000㎡未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000㎡～10,000㎡	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

概算要求では人口20万人未満のみ対象

- ※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く
- ※2 EV等（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

補助対象外の自治体：指定都市、中核市、施行時特例市一覧

※赤字は人口20万人未満だが対象外

()は人口万人	指定都市 (人口50万以上の市のうちから政令で指定)	中核市 (人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定)	施行時特例市 (特例市制度の廃止(平成27年4月1日施行)の際、特例市であった市)
北海道	札幌(197)	旭川(32)、函館(25)	
東北	仙台(109)	いわき(33)、郡山(32)、秋田(30)、盛岡(28)、福島(28)、青森(27)、山形(24)、八戸(22)	
首都圏	横浜(377)、川崎(153)、さいたま(132)、千葉(97)、相模原(72)	船橋(64)、川口(59)、八王子(57)、宇都宮(51)、柏(42)、横須賀(38)、高崎(37)、川越(35)、前橋(33)、越谷(34)、水戸(27)、 甲府(18)	所沢(34)、平塚(25)、草加(24)、茅ヶ崎(24)、つくば(24)、大和(23)、春日部(22)、厚木(22)、太田(22)、伊勢崎(21)、 熊谷(19)、小田原(18)
北陸	新潟(78)	金沢(46)、富山(41)、福井(26)	長岡(26)、 上越(18)
中部圏	名古屋(233)、浜松(79)、静岡(69)	豊田(42)、岐阜(40)、一宮(38)、岡崎(38)、長野(37)、豊橋(37)、松本(24)	四日市(30)、春日井(30)、富士(24)、 沼津(18)
近畿圏	大阪(275)、神戸(152)、京都(146)、堺(82)	姫路(53)、東大阪(49)、西宮(48)、尼崎(45)、枚方(39)、豊中(40)、吹田(38)、和歌山(35)、奈良(35)、高槻(35)、大津(34)、明石(30)、八尾(26)、寝屋川(22)	茨木(28)、加古川(26)、宝塚(22)、 岸和田(19)
中国	広島(120)、岡山(72)	倉敷(47)、福山(46)、下関(25)、呉(21)、松江(20)、 鳥取(18)	
四国		松山(51)、高松(41)、高知(32)	
九州	福岡(161)、北九州(93)、熊本(73)	鹿児島(59)、大分(47)、長崎(40)、宮崎(40)、久留米(30)、佐世保(24)、那覇(31)	佐賀市(23)
合計	20市	62市	23市

出典：総務省 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/chihou-koukyoudantai_kubun.html

③ 既存建築物における省CO₂改修支援事業

- 既存建築物の省CO₂改修事業を支援
- 民間建築物、テナントビルを所有する法人・地方自治体等が補助対象

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 既存建築物における省CO₂改修支援事業



既存建築物の省CO₂化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① テナントビル、既存の業務用施設等の省CO₂改修を普及促進することで、ストック対策に貢献する。
- ② 既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO₂削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

- ① 民間建築物等における省CO₂改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
- ② テナントビルの省CO₂改修支援事業（国土交通省連携）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO₂化を図る事業やフロア単位で省CO₂化を図る事業を支援。
※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点。
- ③ 空き家等における省CO₂改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO₂化を図る事業に対し、省CO₂性の高い設備機器等の導入を支援。
※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1 / 3）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等	CO ₂ 削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用 (補助上限5,000万円)	・ 既存建築物において30%以上のCO ₂ 削減 ・ 運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO ₂ 削減に寄与する省CO ₂ 改修費用（設備費等） (補助上限4,000万円)	・ テナントビルにおいて20%以上のCO ₂ 削減 ・ ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③	空き家等を所有する者	CO ₂ 削減に寄与する省CO ₂ 改修費用（設備費等） (補助上限なし)	・ 空き家等において15%以上のCO ₂ 削減 ・ 空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

④ 国立公園利用施設の脱炭素推進支援事業

- 国立公園内の宿舎事業者、休憩所事業者、博物展示事業者等の脱炭素化を促進する事業
- 高効率空調、太陽光発電設備、EV充放電設備等が補助対象

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 国立公園利用施設の脱炭素推進支援事業



国立公園内利用施設の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 国立公園内の公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化を促進し、CO2排出量の大幅削減を目指す。
- ② 国立公園をカーボンニュートラルのショーケース、サステナブルな観光地とすることを旨とする「ゼロカーボンパーク」の拡大と取組支援を目指す。

2. 事業内容

国立公園利用施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO2性能の高い設備への改修、再エネ利用設備等の導入に係る費用を支援。さらに、国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアについて「ゼロカーボンパーク」として立地市町村を登録し、その取組を重点的に支援。

- 補助対象者：国立公園事業者
(宿舎事業者、休憩所事業者、博物展示施設事業者、案内所事業者等)
- 補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設
- 補助対象経費：空調等省CO2改修、高断熱化改修、再エネ（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備導入、EV充放電設備導入等（設備費等。費用対効果で上限あり。）
※太陽光発電設備導入の場合、EV充放電設備等導入に係る経費も支援。
- 補助対象要件：15%以上のCO2削減、インバウンド対応（補助対象外）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2（太陽光発電設備のみ1/3））
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課

電話：03-5521-8278

- ZEBは民間の大規模建築物（新築 10,000㎡以上、既築 2,000㎡以上）のみが対象
- 地方自治体の建物は対象外

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

資源エネルギー庁省エネルギー・
新エネルギー部省エネルギー課

令和5年度予算案額 **68 億円 (81 億円)**

事業の内容
<p>事業目的</p> <p>大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とします。</p>
<p>事業概要</p> <p>(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH : ゼッチ) の実証支援 需給一体型を目指したZEHモデル、次世代型のHEMSモデルや超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援します。</p> <p>(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB : ゼブ) の実証支援 ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万㎡以上、既築：2千㎡以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。</p> <p>(3) 次世代省エネ建材の実証支援 既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します。</p>



成果目標
<p>令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には令和12年度（2030年度）における省エネ見通し（約6,200万kl削減）達成に寄与します。令和12年度（2030年度）以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指します。</p>

● 指定設備導入事業は2022年度第2次補正予算で実施されるため、本予算では対象外

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

資源エネルギー庁省エネルギー・
新エネルギー部省エネルギー課

令和5年度予算案額 **261 億円 (253 億円)**

事業の内容
<p>事業目的</p> <p>工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下事業概要の取組を通じて支援します。なお、当該支援に必要な一部業務のサポート事業を実施します。</p>
<p>事業概要</p> <p>(1) 先進事業 高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。</p> <p>(2) オーダーメイド型事業 個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等を行う省エネ取組に対して支援を行います。</p> <p>(3) エネマネ事業 エネマネ事業者と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。</p>

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>補助(定額) (10/10、3/4、1/2、1/3、1/4)</p> <p>国 → 民間企業等 → 事業者等</p> <p>(1) 補助率：中小企業10/10、大企業 3/4、上限額：15億円 (2) 補助率：中小企業10/10、大企業 3/4 ※投資回収年数7年未満の事業は、 中小企業者等で1/3以内、大企業・その他で1/4以内 上限額：15億円 (3) 補助率：中小企業1/2、大企業 1/3、上限額：1億円</p>

成果目標
<p>令和12年度(2030年度)におけるエネルギー需給の見直しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策(2,700万kl程度)中、本事業を含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で2,155万klの削減に寄与します。</p>

- CO₂削減計画策定支援補助率が従来の1/2から3/4に増加
- 省CO₂型設備更新支援に、C.中小企業事業が追加

脱炭素経営によるサプライチェーン全体での脱炭素化の潮流に着実に対応するための
工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）



【令和5年度予算(案) 3,685百万円(3,700百万円)】
 【令和4年度第2次補正予算額 4,000百万円】

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

1. 事業目的

- ・ 2030年度削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。
 ※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- ・ さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してサプライチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

2. 事業内容

- CO₂削減計画策定支援（補助率：3/4、補助上限：100万円）**
 中小企業等による工場・事業場でのCO₂削減目標・計画の策定を支援
 ※CO₂排出量をクラウド上でリアルタイムで見える化し運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円
- 省CO₂型設備更新支援**
 - 標準事業** 工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム単位で30%以上削減するCO₂削減計画に基づく設備更新を補助（補助率：1/3、補助上限：1億円）
 - 大規模電化・燃料転換事業** 主要なシステム単位でi) ii) iii)の全てを満たすCO₂削減計画に基づく設備更新を補助（補助率：1/3、補助上限：5億円）
 - 電化・燃料転換
 - CO₂排出量を4,000t-CO₂/年以上削減
 - CO₂排出量を30%以上削減
 - 中小企業事業** 中小企業等によるCO₂削減計画に基づく設備更新に対し、以下のi) ii)のうちいずれか低い額を補助（補助上限：0.5億円）
 - 年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO₂（円）
 - 補助対象経費の1/2（円）
- 企業間連携先進モデル支援（補助率：1/3、1/2、補助上限5億円）**
 Scope3削減目標を有する企業が主導し、複数サプライヤーの工場・事業場を対象とした計画策定・設備更新・実績評価を2カ年以内で行う取組を支援（金融機関も参画の場合は重点支援）
- 補助事業の運営支援（委託）**
 CO₂排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

事業者	支援・補助
CO ₂ 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO ₂ 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助 ・工場・事業場単位 ・主要なシステム単位 ・設備単位
CO ₂ 削減目標の達成 ※未達時には外部調達で補填	CO ₂ 排出量の管理・取引システムの提供

【主な補助対象設備】



※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

- 公立学校等の長寿命化、ZEB化、高効率空調・LED照明・太陽光発電設備等の導入に対する補助
- 特別支援学校の教室不足解消を含む事業、断熱性が確保された体育館への空調設置について補助率を引上げ

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和5年度予算額（案） 687億円
（前年度予算額） 687億円



令和4年度第2次補正予算額 1,203億円

背景

- ◆ 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- ◆ 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの削減**に向けて**計画的・効率的な施設整備**を推進。
- ◆ 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

1 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化

2 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化（トイレ改修等）

3 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

具体的な支援策

■ 制度改正：

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた改築・改修の補助率引上げ（1/3→1/2）
- 断熱性が確保されている体育館への空調設置（新設）について補助率引上げ（1/3→1/2）

■ 単価改定：

- 物価変動の反映や標準仕様の見直し等による増 **対前年度比 +10.3%**
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合
R4:243,300円/㎡ ⇒ R5:268,300円/㎡

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

新しい時代の学校施設

避難所としての防災機能強化



バリアフリートイレの整備

激甚化・頻発化する災害への対応



台風で屋根が消失した体育館



老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

国土強靱化

脱炭素化

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに創エネでエネルギー収支「ゼロ」を目指した建築物

出典：環境省ホームページ

- カーボンニュートラルに向けた取組として、ZEB化を推進するための先導モデル事業に対して補助
- 高効率空調の整備等の省エネへの取組みに対して補助

国立大学・高専等の施設整備

令和5年度予算額（案）	363億円
（前年度予算額）	363億円
令和4年度第2次補正予算額	582億円



概要

- ◆「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和3年3月文部科学大臣決定）」に基づき、国立大学等施設の戦略的リノベーションによる老朽改善を行い、教育研究環境の機能強化を図るとともに、施設の長寿化、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化を促進する。
- ◆ソフト・ハード一体となった教育研究環境の整備等のイノベーション・コモンズ（共創拠点）化を推進することにより、老朽改善、教育研究の高度化・多様化・国際化、地方創生や地域防災、イノベーション創出に貢献する。

事業内容

① 安全・安心な教育研究環境の整備

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新



落下の危険がある外壁



老朽改善された施設

② イノベーション拠点の強化等

先端研究や人材育成等に貢献する機能強化、大学附属病院の再生



対面とオンラインを併用した教育環境



フレキシブルなオープンラボ

③ カーボンニュートラルに向けた取組

ZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、省エネの取組の加速化



創エネルギー設備の整備



高効率空調の整備

老朽改善にあわせた機能強化等を行い、キャンパス全体が有機的に連携し、あらゆる分野・場面・プレイヤーが共創できる拠点となる「イノベーション・コモンズ」の実現を目指す

他の大学・研究機関等との共創



研究者間の連携を促進する最先端研究の拠点

産業界との共創



体育館をリノベーションしたコワーキングスペース、スタートアップ創出拠点



学生と起業家・地元企業との交流を促進する共創の場



地方公共団体・地域社会との共創



地域の教育研究拠点として人材育成、地域課題の解決



災害発生時の医療提供の継続・避難所としての活用

※ZEB：Net Zero Energy Building の略称

END